参考資料３

要望に対する該当ＪＩＳ及び国際規格並びにその中で規定されている内容

品目	調査結果	該当JIS等	規定内容
エアコン	・エアコン本体が大地震発生時に落下して、死亡する事例が過去発生していると聞き、子供の寝室に取り付けているエアコンがとても危険なものに感じています。取りつけ作業は、引越し業者が委託している業者が３０分程度で行いましたが、強度等の安全基準をクリアしているのか、またそのような基準があるかどうか、一般の消費者は知る由もなく、大きな問題だと認識しています。 ・取説で内部の構造をわかりやすく説明して欲しい ・８０代の母がエアコンのリモコンを使用する際、項目が多くて使いにくいといっています ・エアコンを使うとき器具の右下にあっても高くて見えにくいです。ふみ台に上がるのも危険です。壁に貼り付けられる表示があっても良いのではないか。 ・フロン類の回収が可能な構造力、排出しない構造にするための規格化	C9612 S0012	・施工業者への注意喚起を目的として「設置場所に関する注意」「設置の手順及び点検に関する注意」が使用上の注意事項として明記することをＪＩＳに規定 ・内部構造に関係しそうな「エアフィルタの手入れに関する注意」などは、使用上の注意事項として取扱説明書などに明記することをＪＩＳに規定 ・高齢者・障害者に配慮した操作性の設計指針がＪＩＳで規定されており、設計段階での普及が望まれる ・冷媒の漏れる恐れがないことを JIS で規定
IH 調理器	・電磁波について、安全性が分かりにくくなっているがレベルぐらいは示すものがあってもいいのではないか。	JIS/TS C0044	・電磁界の測定方法についてＴＳがある（リーディングケース対応済み）
冷蔵庫	・冷蔵庫自体に点字を取り入れる。 ・冷蔵庫、背が高すぎて上の方が手が届きにくいし、空けるのに力がいる。	C9607 S0012	・高齢者・障害者に配慮した操作性の設計指針がＪＩＳで規定されており、設計段階での普及が望まれる
電子レンジ	・使い方がよく分からないので、統一したマークや使用方法があったらいい（例えば、使用できる皿など） ・取扱説明書をよみやすくしてほしい ・ボタンが小さく、わかりにくい。単機能レンジであれば、温めボタンと解凍	C9250 S0011 S0012 S0013	・使える容器を取扱説明書で記載する旨が JIS で規定されている ・高齢者・障害者に配慮した操作性の設計指針がＪＩＳで規定されており、設計段階での普及が望まれる

	ボタンと運転時間の設定だけなので、もっとわかりやすくできると思う。 ・高齢者にとって判り易い表示と操作方法 ・電子レンジの「チン」の音が高く、年配者には聞こえづらいらしい。ランプで知らせるとか、音声案内にするなど選択できるようにすると便利だと思う。	S0014	
洗濯機	・選択ステップが複雑化しすぎている。もっと洗濯工程を標準化してはどうですか。マニュアル選択もやりずらい。 ・乾燥時の衣服の縮みや洗濯時間、振動、音など。	C9606 S0012	・高齢者・障害者に配慮した操作性の設計指針がＪＩＳで規定されており、利便性に対応するため、販売されている製品には「標準コース」が設定されている ・使用中著しい振動や騒音がなく，安全に動作するものであることを JIS に規定されている
洗濯乾燥機	・洗濯乾燥機など操作が複雑すぎてお年寄りにはわからない。	C9608 S0012 S0013 S0014	・高齢者・障害者に配慮した操作性、放置音の設計指針がＪＩＳで規定されており、設計段階での普及が望まれる
扇風機	・すぐ壊れてしまう。製品規格を。	C9601	・「扇風機は，丈夫な構造であって，耐久性が大であり，かつ，使用中に緩みなどによって，機械的又は電気的な故障を起こさないこと」を「扇風機」の製品規格ＪＩＳで規定
電気ストーブ・ヒータ	・ストーブ・ヒーターは海外製品も多く安全面、倒れたときの消火、火災など。	C9202	・転倒の際に電源を切るスイッチの設置について JIS で規定
電気あんか	・低温やけどの防止策	C9209	・皮膚の弱い人があんかを使用する場合、直接皮膚に触れないようにタオル、毛布などで包むことの注意や、長時間にわたり使用する場合には、必ず体から離して使用することの注意として取扱説明書等に明示することを JIS で規定

電気カーペット	・肌に直接触れる電気カーペットやあんかは長時間使用すると低温やけどする心配がある。	C9216	・体調や状態により、低温やけどのおそれがあることから、長時間使用ではないが、就寝用には使用してはならない旨 JIS で規定
電気ポット	・瞬間沸騰型の電気ポット（ケトル）で、主流の製品はプラスチック製の簡素な作り。短時間に沸騰し便利だが、火傷や樹脂成分の溶解などが心配。子供やお年寄りでも安心して使える製品が増えるといいなと思う。 ・機能が色々有るがメーカー毎にボタンの位置が違う。 ・半身麻痺があり左腕が使えないため水を足す際、給水のふたを開けるのが、片手ではなかなかできない。ふたの開け閉めが簡単に安全にできるようにしてほしい。	C9213 S0011 S0012	・通常の使用状況において危険が生じるおそれがなく、十分な耐久性をもつことを JIS で規定 ・高齢者・障害者に配慮した凸記号表示、操作性の設計指針がＪＩＳで規定されており、設計段階での普及が望まれる
炊飯器	・まず最近の炊飯器全般ですが、機能が多すぎて使いこなしている人はあまり居ないと思う。IH で美味しいご飯は炊きたいが、その為のボタン操作が分かりにくいでは困る。炊飯器を使うのは女性なので、取り説を熟読しなくても使えるような簡単仕様にして欲しい。	C9212 S0011 S0012	・高齢者・障害者に配慮した凸記号表示、操作性の設計指針がＪＩＳで規定されており、設計段階での普及が望まれる
電動工具	・女性でも楽に使用でき、安全であるものがほしい。 ・扱いやすい機構の製品や高出力で万能に使える物があり便利なのですが、扱い方を誤ると大事故になりそうなものも見受けられます。	C9605 C9625 C9626 S0011	・高齢者・障害者に配慮した操作性の設計指針ＪＩＳで規定されており、設計段階での普及が望まれる ・JIS の規定項目を満たし、正しい使い方をすることにより安全性が確保される
パソコン ビデオカメラ他	・マニュアルがわかりにくい。 ・できる限り日本語表記にする。視覚障害者向けの読み上げ機能を標準装備にする。視覚障害者向けの音の出るキーボードを採用する。 ・高齢者にはまだまだ敷居が高く、ネット接続に特化した製品があっても良い。 ・仕様(能力）について、理解しやすい内容標記にして欲しい。	C0457 C6950-1 S0137 X 4064 X6002	・消費生活用製品の取扱説明書に関する指針がＪＩＳで規定されており、開発段階での普及が望まれる ・高齢者・障害者に配慮した製品の設計指針がＪＩＳで規定されており、設計段階での普及が望まれる ・電気及び関連分野の取扱説明作成（構成、内容及び表示方法）につい

	・パソコンのキーボードの位置と機能	X8341-1～4 等	て、ＪＩＳで規定 ・キーボードの入力文字の配列や基本機能は国際規格で規定されている
テレビ	・デジタル切り替えで高齢者が新しいテレビを購入する時など、ぶ厚い説明書ではわからないと思う。わかりやすい説明書と、もっといえばわかりやすい機能にすべき。	S0137	・消費生活用製品の取扱説明書に関する指針がＪＩＳで規定されており、開発段階での普及が望まれる
ＤＶＤプレーヤー	説明書はもっと簡単に分かりやすくしてほしい。取説がわかりにくい。	S0137	・消費生活用製品の取扱説明書に関する指針がＪＩＳで規定されており、開発段階での普及が望まれる
ボタン･リモコン電池	・事故が多いので、軽くて、小さいだけに着目するだけでなく、安全に配慮したコーティングなどが施せないのか。 ・乾電池については、単１～４はよく使うので家庭でストックしている。しかしボタン型の電池に時々お目にかかる事があるが、意外と種類も多いように思う。もう少し種類について、標準化できないものであろうか。	C8515 C8714	・安全をコーティングのみで担保することは難しいが、安全性に配慮して JIS を規定している ・一般消費者が交換を前提とするボタン電池については JIS で規定
リモコン	・テレビのリモコン、エアコンのリモコンなど機能が複雑すぎる。 ・字が小さく見えづらい。	S0032	・高齢者・障害者に配慮した操作性、視覚標示物の設計指針ＪＩＳで規定されており、設計段階での普及が望まれる
電球	・ワット数の表示はあるが、必ずしも明るさとは一致していないので、明度の基準を表示してほしい。 ・電球・蛍光灯は、口金などの種類が多すぎるので、最少限に統一してほしい。	C7501 Z9110	・実際の明るさは電球のみならず、周りの環境に影響するものであり、様々な場所の照明の目安が JIS で規定されている ・蛍光ランプや電球類の口金種類は互換性を持たせるよう JIS で規定されている
照明器具	・蛍光灯を交換するのに電気屋さんをいちいち頼まなければならないので負担が大きい。	C8115	・蛍光灯の交換に際しては電気工事士等の有資格者は不要。蛍光灯の口金種類は互換性を持たせるよう JIS で規定されている
電気製品の省	・省エネルギーの電化製品を普及させるための排出ガスやエネルギーに関する JIS 規格を作ってほしい。	C9901	・省エネエコラベル制度で用いられる JIS を制定

エネ			
水飲み機	・障害者の人には一般の水飲み機の使用には難があると思われる。	S0011	・高齢者・障害者に配慮した操作性の設計指針がＪＩＳで規定されており、設計段階での普及が望まれる
乾電池	・体感的に消耗が早いような気がすることがある。特に安売り店で購入したもののような気がする。自分では判断できない。	C8515	・使用奨励期限の記載についてＪＩＳで規定
扉・戸のドアノブサッシ	・扉・戸のドアノブの安全性。背の高さにより引っかけてしまう人がいる点。 ・ドア・サッシの構造によって、開閉時に指はさみ、大怪我をするものがあるので、安全機能について標準化してもよいのではないか。 ・乳幼児が開いたドアと壁の隙間に手をいれて怪我をするケースが多く、予防グッズも出ていますが、ドア自体にはさまないような工夫ができないものでしょうか？ ・体が不自由な人でも楽に開閉できるドア	S0024 TS A0027	・高齢者・障害者に配慮した住宅設備機器等の設計指針がJISで規定されており、設計段階での普及が望まれる（リーディングケースの結果）
自転車	・折りたたみ自転車を購入したが、輸入品が多く、きちんとした規格があるのか。壊れやすいのではないか心配で買えない。	D9301	・折りたたみ自転車についても一般用自転車と同じJISで対応しており、折りたたみ部の固定装置の解除がないように構造を規定している。
自動車	・輸入車と国産車の方向指示器の場所が反対なので、間違って操作し、あわててしまい危険。日本も国際標準にあわせる必要はないのだろうか。	D0033	・国際規格ではレバーの配置はどちらでもよいことが規定されており、それに併せてJISも規定
ふとん	・最近、掛布団（150cm×200cm）のカバーを購入しようとしたところ、150cm×210cm のものしか売り場になく、ネット通販でもみつからなかった。いつの間に標準サイズが変更になったのか不思議だ。仕方なく、210cm のものを購入し、縫い縮めた。布団自体も 200cm のものはなくなっているのだろうか？我家には 200cm サイズがちょうど良いのだが…。 ・専門店で作った物が、市販されているカバーとサイズが合わない。	L4403	・ふとんのサイズについて、JISで規定している

靴	・靴の表示にE・EE・EEE・・・・があるが、甲高で幅狭の足と、甲低で幅広の足では、合う靴が違ってくる。靴選びに役立つ規格がほしい。 ・JIS では靴のサイズについて、足の長さを表す cm と足幅・足囲を表す E などがあるが、足の幅と足囲は別々に表示して欲しい。足囲は人によって随分違う。	S5037	・日本人の様々な足のサイズのデータに基づき、標準的なサイズ（足長、足幅、足囲）を JIS で規定
メガネ	・メガネの鼻に当たるところがアレルギーで湿疹ができたりする。かぶれないものを作れませんか。	B7285	・体調や状態により同じものをつけていても湿疹が起こることがあるが、使用材料として湿疹等の原因となることが知られている材料の使用をしないこと、また材料表示につきJISに規定
使い捨てかいろ	・使い捨てカイロが利用しやすいのかすごく出廻っていますが、捨てるゴミのことも使用中の温度にも不安があります。 ・火傷と火災防止策の強化。	S4100	・使いすてかいろに使用する原材料は、JIS において有害物質の溶出量を規定している。また、その温度特性について、JIS で試験条件、手順、試験結果のまとめ方が規定されている ・火傷については、JIS において取扱いの注意事項で注意喚起表示することを規定している
台車	・台車は、キャスターの強度不足と思われるものあり。（支えの部分が曲がって動きにくくなる。） ・台車は坂、建物内でもスロープで簡単に動き始めるため、止おき用ブレーキが必要。	B8920 B8923	・耐荷重性能について JIS で規定している
プラスチック食器	・子供用のプラスチック食器について、子供が口に入れるので素材の安全性がとても気になります。素材だけでなく、塗料や、熱を加えたりもするので、その際薬品等がとけ出さないか、きちんとした基準が欲しいです。	S2029	・子供用に限らずプラスチック製食器として JIS があり、その中で有害物質の溶出基準が食品衛生法に基づくように規定されている
洋服・婦人服	・高齢者の衣料のサイズについて、ただ、ゆったりしていれば良いわけではない。規格をつくってほしい。 ・高齢者や障害者向けのものを探すのが困難です。ユニバーサルデザイン	S0023	・高齢者・障害者に配慮したデザインや着用性の設計指針がJISで規定されており、設計段階での普及が望まれる

	のものがもっと増えて欲しいし、サイズ表示等も国際標準化がされると良いと思います。		
給湯器	・給湯器(室外)の保守に関する利用者の注意事項が分かりにくく、不安です。異常熱焼や立ち消えなどが発生して給湯が出来なくなり、メーカーに問い合わせても連絡が付かず、東京ガスの担当者が緊急対応してくれましたが、その折、利用者は決して保守は行ってはいけない言われましたが、再発するのではないかとさらなる不安を募らせました。	S2109	・給湯器の保守(点検・掃除等)の方法について、取扱説明書に記載することが JIS で規定
パッケージ	・最近、食品やCD等に、パッケージの上からフィルムで包装されていますが、高齢者には、とてもはがしにくいです。 包装された商品への開けやすさなどの基準を作ってほしい。	S0021	・高齢者・障害者に配慮した包装の設計指針がJISで規定されており、設計段階での普及が望まれる
ボトル類	・高齢者・障害者配慮設計指針の中で、消費生活製品の操作性について JIS 化されているが、電気操作スイッチに限定されている。特に高齢者は指先力が衰え、又は思うように動かないため、ビンや缶を開封するのが苦労しているのを目にする。高齢者に配慮した開封方法を決めてほしい。 ・ペットボトル胴体部についているラベルをはがして、リサイクルに出すが、はがす位置が分かりづらい。はがす位置や、目印などを統一して欲しい。 缶きり不用の缶詰のふたの開け方。手先の反応が鈍くなってきているので指きりだけでは開け難い。 力がいる。開けにくい。開け方がわからない。不要なゴミが出る。 ・ボトル類のキャップ部分をシーリングしてあるラップをはがす位置が分かりにくく、はがしにくいので、分かりやすいように印をつけたり、つまみをつけるなどはがしやすく統一して欲しい。	S0021 S0022-4	・高齢者・障害者に配慮した容器の設計指針がJISで規定されており、設計段階での普及が望まれる

表示	・「トイレ」の表示は、日本語ではっきり「トイレ」と明記しておらず、外国語で表している場合もあり判読できない人もいる。また、男性・女性の区別も、帽子や衣服の区別で表す場合などもあり、分かり難い。	Z8210	・案内図記号について、JIS で、次の図記号を規定
介護ベット	・今後、独居や認知症高齢者が多くなるので、ベットの手やすり、間隔や強度などが心配。	T9254	・手すり等への身体の挟まり自己防止について JIS で規定
車椅子	・自走車椅子の段差乗り越えや斜行での転倒が心配。 ・操作部の安全性。	T9201 T9203	・走行性、安定性、転倒自己防止について JIS で規定
トイレ一般	・水洗便座に取付けるウォッシャブル電気便座をネットオークションで購入したが、他社製品で合わなかった*と相談に来られた。処理に困ったので設備会社に事情を話して、引き受けてもらった。普通は一体として購入するが、ウォッシュ部分はどんなタイプにも合うのがあるだろうか。高級、特殊品は別として。 ・各施設のトイレ水洗いがいろいろで戸惑うときがある。(高齢者などは特にそうではないかと心配する)また、各施設の手洗いの水の出し方、ひねるものから、ワンタッチ、自動といろいろあって戸惑う。	A4422 S0024	・ウオッシャブル電気便座が一般的な便器便座に取付可能なようにJIS で規定 ・高齢者・障害者に配慮した(公共)トイレの設計指針がJISで規定されており、設計段階での普及が望まれる
公共トイレ	・水の流し方、ボタンの位置、大きさなど様々で、困ることがある。障害者や高齢者はもっと困るのではないだろうか。 ・最近の水洗トイレは、センサー付きのものや自動洗浄方式採用など、高機能化しています。トイレの利用の仕方や水の流し方が、多様化しています。特に、外出先のホテルや公共施設、駅、デパート、店舗などでは、それぞれが独自のトイレを設置していますので、時にはいったいどこに水洗レバーが付いているのか、流し方はどうすればよいのか、はたと戸惑うことがあります。利用者にとって、簡単で使いやすい仕組みや、もっと判りやすい表示と	S0026	・高齢者・障害者に配慮した公共トイレの設計指針がJISで規定されており、設計段階での普及が望まれる

	その基準などがあればと思います。 ・トイレの水栓設備の規格化。メーカー、機種によって様々で分かりにくい時がある。		
給水栓	・給水栓で、上下の開閉タイプで上下の動きで開閉が異なる場合があり、困惑することがある。回すタイプは時計回りが開、反時計回りが閉とわかりやすいので、統一基準を設けたらどうか。	B2061	・上開・下閉方式が JIS で規定
ボールペン	・ボールペンの替え芯のサイズを統一して欲しい。どれを購入すればいいのか分かりにくい。長さがいろいろあるが表示がはっきりされていない。統一が必要。キャラクター付きのボールペンは、まだまだ愛用していけそうでも、買え芯が合わない。	S6039 S6054 S6061	・ボールペンの替え芯（レフィル）の標準的な形状及び寸法は JIS に規定
鉛筆	・一瞬では、よく見える色えんぴつセットにJISマークがありますが、芯はすぐに折れ、とても使いにくい長さ(短すぎる)で使えませんでした。 ・文房具は環境配慮とJISを上手にコラボさせて欲しい。	S6006	・色鉛筆の芯については、しんの曲げ強さ等の品質が JIS で規定されており、これに基づく製造を行っていれば通常の使用に耐えられるが、鉛筆に比べれば折れやすい（原料・製造方法が異なることから） ・鉛筆、色鉛筆及びそれらに用いるしんの有害物質については、JIS で規定されている
畳	・地域にとって畳のサイズが 3 種類あるので、引っ越す度に家具等があわなくなるので、統一したほうが便利。	A5902	・標準的な寸法（4種類）を JIS で規定
ベッド	・2 段用の子供のベット（木製）の木の部分をもっと丈夫にする必要があります。	S1104	・耐荷重については、JIS で規定されている
塗料	・鉄扉などが紫外線の影響で塗装がはげて、衣服を汚すことがあるので、はげにくい塗料をJIS規格化してほしい。	K5621 他	・耐候性の機能については、JIS で規定されている

巻尺	・巻尺・ものさしの数値の安全性（正確さ）。 ・スチール製の巻尺ですが、どんなものにも(100 円ショップの物)JIS マークがついていますが、目盛りがいいかげんだったり、すぐに壊れたりします。	B7512 B7522 B7516	・巻き尺（直尺）の長さの許容差や構造について、JIS で規定されている
ガスコンロ	・よくニュースで事故がおきているのを目にしているので、もっと分かりやすい使い方の説明書、または商品自体へ分かりやすい注意事項を見える位置に表示するとかしたらいいのではないでしょうか？ ・ガスこんろの火力調整のレバーの方向 →大、大← の 2 つのタイプがある。統一すべき。 ・さびにくい、加工	S2019	・取扱説明書及び安全性に影響する箇所の材料使用については、JISで規定 ・レバーの方向の標準化はされていないが、使用者が操作方法を間違えないようにする配慮はJISで規定
ガス・石油ストーブ	・ストーブ等ガス火についてはもっと安全性を高めてほしい。 ・ストーブは取り扱いが、誰でも危険が簡単に見分けられるようにした説明書の作成。及び本体への表示。 ・ストーブ・ヒーターなどの器具がどの程度暖かくなるのかがわからない。何畳用とかは書いてあるがどの位の時間で何度になるのかわからない。また環境面でも何度までしか暖かくならないような設定ができるといいのでは？ ・石油ストーブは暖かくなるけど、やはり危ないので、もっと一酸化炭素中毒や火事に対する対策を強化してほしい。 ・火災が心配。地震やあるていどの振動で止まる設定にはなっているが、灯油などこぼれたらどうしようと、時々怖くなる。家では灯油を使っているが、給油のときタンクをストーブから抜くと、自動的にストーブが止まるようになると良い。 ・操作盤に点字があったら良いのではないかと思う。	S2122 S2019 S0011	・家庭用ガス機器燃焼機器の安全性を高めるためJIS改正を行った（リーディングケースの結果） ・高齢者・障害者に配慮した凸記号表示の設計指針がJISで規定されており、設計段階での普及が望まれる

消しゴム	消しゴムの消し易さ。見た目はかわいいが、消すときに字がきれいに消せず、周りに汚れが広がり余計に汚くなるので、デザイン性だけでなく、機能性も持たせて欲しい。（お金を出して買っているのに、消せないと意味が無い。）	S6050	・消し能力については、JIS で規定
製品の取扱説明書	・取扱説明書・・・解りきったことは不要。要点を簡潔かつ解りやすく。	S0137 C0457	・消費生活用製品の取扱説明書に関する指針と電気製品の取扱説明の作成（構成、内容及び表示方法）については、JISが規定されているので、他法令で対応しているもの以外は、設計段階での普及が望まれる
ライター	・ライターは安価な外国製品の安全性など安全性が担保されているのか不安。 ・子供が使用出来ない構造にしてほしい。 ・100 円ライターは安い分すぐ壊れる。もう少し部品各々の強度をしっかりと持たせて欲しい。	S4801 S4802 S4803	・安全製を考慮した仕様及びチャイルドレジスタンス機能をもった仕様を JIS で規定